

(大臣政務官)

- 17 各省に大臣政務官を置く。
- 18 大臣政務官の定数は、それぞれ別表第三の大臣政務官の定数の欄に定めるところによる。
- 19 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- 20 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、その省の長である大臣の定めるところによる。
- 21 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。
- 22 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。
- 23 (大臣補佐官)
- 24 各省に、特に必要がある場合には、大臣補佐官一人を置くことができる。
- 25 大臣補佐官は、その省の長である大臣の命を受け、特定の政策に係るその省の長である大臣の行う企画及び立案並びに政務に關し、その省の長である大臣を補佐する。
- 26 大臣補佐官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。
- 27 大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
- 28 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の職務について準用する。
- 29 常勤の大臣補佐官は、在任中、その省の長である大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
- 30 (事務次官及び庁の次長等)
- 31 各省には、事務次官一人を置く。
- 32 事務次官は、その省の長である大臣を助け、省務を整理し、各出局及び機関の事務を監督する。
- 33 各庁には、特に必要がある場合には、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令でこれを定める。
- 34 各省及び各庁には、特に必要がある場合には、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律(庁にあつては、政令)でこれを定める。

(秘書官)

- 19 各省に秘書官を置く。
- 20 秘書官の定数は、政令でこれを定める。
- 21 秘書官は、それぞれ各省大臣の命を受け、機密に關する事務を掌り、又は臨時命を受け各出局の事務を助ける。
- 22 (官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等)
- 23 各省には、特に必要がある場合には、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものや、職務及び定数は、政令でこれを定める。
- 24 各庁には、特に必要がある場合には、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
- 25 各省及び各庁(実施庁を除く)には、特に必要がある場合には、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
- 26 実施庁には、特に必要がある場合には、政令の定める数の範囲内において、第二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。
- 27 (内部部局の職)
- 28 第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。
- 29 官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令でこれを定める。
- 30 局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
- 31 官房、局若しくは部(実施庁に置かれる官房及び部を除く)又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課(課に準ずる室を含む)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁(実施庁を除く)にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課(課に準ずる室を含む)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

- 22 (官房及び局の職)
- 23 第二十三条 第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十七以内とする。
- 24 第二十四条 削除
- 25 (国会(の報告等))
- 26 第二十五条 政府は、第七条第四項(同条第七項において準用する場合を含む)、第八条、第八条の二、第十八条第三項若しくは第四項、第二十条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組織その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。
- 27 政府は、少なくとも毎年一回国の行政機関の組織の一覧表を官報で公示するものとする。
- 28 附則
- 29 第二十六条 この法律は、昭和二十四年六月一日から、これを施行する。但し、第二十七条の規定は、公布の日から、これを施行する。
- 30 第二十七条 この法律の施行に關し必要な細目は、他に別段の定めのある場合を除く外、政令でこれを定める。
- 31 附則 (昭和二十三年二月一〇日法律第二三五号)
- 32 この法律は、公布の日から施行する。
- 33 附則 (昭和二十四年三月三一日法律第四二二号)
- 34 この法律は、公布の日から施行する。
- 35 附則 (昭和二十四年五月三一日法律第一二二号)
- 36 この法律中、中央更生保護委員会に關する部分は、昭和二十四年七月一日から、その他の規定は、同年六月一日から施行する。
- 37 附則 (昭和二十四年五月三一日法律第一二四号) 抄

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

- 4 他の法令中「次官」とあるのは「事務次官」と、「政務次官」とある場合を除く外何々「次官」とあるのは何々「事務次官」と読み替えるものとする。
- 1 附則 (昭和二十五年五月四日法律第一三九号)
- 2 この法律は、公布の日から施行する。
- 3 各行政機関の職員に關する従来の種類及び所掌事項については、なお、その例による。
- 4 附則 (昭和二十七年七月三一日法律第二五三三号)
- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、第七條第三項の改正規定は、昭和二十七年九月一日から施行する。
- 2 改正後の第七條第三項の規定に於いて他の法律の規定は、昭和二十七年八月三十一日限りその効力を失う。
- 3 附則 (昭和二十九年六月九日法律第一六四四号) 抄
- 1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 附則 (昭和三十一年七月二〇日法律第七四四号) 抄
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 附則 (昭和三十一年三月三一日法律第四九号) 抄
- 1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 附則 (昭和三十一年四月二六日法律第八三三号) 抄
- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める。
- 3 附則 (昭和三十一年五月二一日法律第一〇八号) 抄
- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 附則 (昭和三十一年六月一一日法律第一四一号) 抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。
2 従前の中央気象台の機関及びその職員は、気象庁の担当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附則（昭和三十一年六月二日法律第一四八号）抄
1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十一年六月一日法律第一五八号）抄
1 この法律は、昭和三十一年八月一日から施行する。

附則（昭和三十一年六月一日法律第一五九号）抄
1 この法律は、昭和三十一年八月一日から施行する。

23 附則第二項から前項までに掲げる法律を除くほか、他の法令中「行政管理庁次長」とあるのは「行政管理事務次官」と、「北海道開発庁次長」とあるのは「北海道開発事務次官」と、「自治庁次長」とあるのは「自治事務次官」と、「経済企画庁次長」とあるのは「経済企画事務次官」と、「防衛庁次長」とあるのは「防衛事務次官」と、「科学技術庁次長」とあるのは「科学技術事務次官」と読み替える。

附則（昭和三十三年四月二日法律第七八号）抄
1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三三号）抄
1 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附則（昭和三十六年六月二日法律第一一三〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百十六号）は、廃止する。
（常勤の職員に対する暫定措置）

3 昭和三十六年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

（未帰還職員）
11 未帰還職員に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附則（昭和三十七年五月一日法律第一二二三号）抄
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十七年五月一日法律第一二三二号）抄
1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十八年三月三十一日法律第六〇号）抄
1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則（昭和四三年六月一五日法律第九九号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年五月一六日法律第三三三号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則（昭和四五年五月一日法律第三九〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年五月一三日法律第二九〇号）抄
1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附則（昭和四七年六月三日法律第五二〇号）抄
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四八年七月二五日法律第六六〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四九年六月二六日法律第九八〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四九年六月二八日法律第一〇三〇号）抄
1 この法律は、昭和四十九年七月一日から施行する。

附則（昭和五三年七月五日法律第八七〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五八年二月二日法律第七七〇号）抄
1 この法律の施行期日及びその施行に伴い必要な事項については、別に法律で定める。

附則（昭和五八年二月二日法律第七七〇号）抄
1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（昭和六一年二月四日法律第九三〇号）抄
1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年六月一四日法律第八二〇号）抄
1 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附則（平成三年四月二日法律第二四〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四百六条の改正規定、第五百十一条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十三条 附則第二条及び第十条に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置その他の事項は、政令で定める。

附則（平成八年六月一四日法律第八三〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成九年六月二〇日法律第一〇二〇号）抄
1 この法律は、金融監督庁設置法（平成九年法律第一〇一号）の施行の日から施行する。

附則（平成一〇年三月三十一日法律第一四四号）抄
1 この法律は、平成十年七月一日から施行する。

附則（平成一〇年一〇月一六日法律第一三三〇号）抄
1 この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第三十号）の施行の日から施行する。

附則（平成一二年七月一六日法律第八七〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附則（平成一二年七月一六日法律第八七〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日
（政令への委任）

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成十九年七月六日法律第一一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）

附則（平成二〇年五月二日法律第二十六号）抄
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。
（施行期日）

附則（平成二一年六月五日法律第四九号）抄
第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第九条の規定 この法律の公布の日（処分等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定によりその手続が完了したものとみなす。

めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。
（命令の効力に関する経過措置）
第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令としての効力を有するものとする。
（政令への委任）
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附則（平成二二年三月三十一日法律第一九号）抄
第一条 この法律は、平成二二年四月一日から施行する。
附則（平成二三年八月三〇日法律第一〇七号）抄
第一条 この法律は、平成二三年十月一日から施行する。

附則（平成二四年三月三十一日法律第二四号）抄
第一条 この法律は、平成二四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年六月二七日法律第四七号）抄
第一条 この法律は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二四年六月二七日法律第四七号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二六年四月一八日法律第二二二号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

（処分等の効力）
第十条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によつてしたものとみなす。
（その他の経過措置）
第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。
附則（平成二七年五月二〇日法律第二二一号）抄
第一条 この法律は、平成二七年十月一日から施行する。
附則（平成二七年六月二七日法律第三九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年九月二一日法律第六六号）抄
第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第七条の規定 公布の日（政令への委任）
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成三〇年二月一四日法律第一〇二号）抄
第一条 この法律は、平成三一年四月一日から施行する。

附則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）
第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。
2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。
（命令の効力に関する経過措置）
第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七條第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令としての効力を有するものとする。
（政令への委任）
第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表第一（第三条関係）

省	総務省	委員会	庁
法務省	公安審査委員会	消防庁	出入国在留管理庁
	公安調査庁		

防衛省	一人	二人	防衛装備庁
環境省	二人	二人	海上保安庁
国土交通省	二人	三人	気象庁 海上保安庁
経済産業省	二人	二人	観光庁
農林水産省	二人	二人	中小企業庁
厚生労働省	二人	二人	資源エネルギー庁
文部科学省	二人	二人	特許庁
財務省	二人	二人	防衛省
外務省	二人	三人	防衛装備庁
法務省	一人	一人	防衛省
総務省	二人	三人	防衛省
省	副大臣の定数	大臣政務官の定数	防衛省
別表第三(第十六条、第十七条関係)			防衛省
別表第二(第七条関係)			防衛省
公安調査庁			防衛省
国税庁			防衛省
特許庁			防衛省
気象庁			防衛省
海上保安庁			防衛省
外務省			防衛省
財務省			防衛省
文部科学省			防衛省
厚生労働省			防衛省
農林水産省			防衛省
経済産業省			防衛省
国土交通省			防衛省
環境省			防衛省
防衛省			防衛省